

# 高崎市議会たかさき市民21

平成 26 年度に必ず実施すべき主要施策

## 1. 新体育館建設事業について

### 1) スポーツコンベンションを早急に設立すること。

【都市整備部】【教育部】

新体育館を含めた集客施設への大規模な大会やイベントの誘致を促進するためにビューロー組織の設置を検討してまいります。

### 2) 平成 28 年春のオープンに合わせて、国際大会を誘致すること。

【都市整備部】【教育部】

新体育館は、国際大会の開催が可能な規格・設備が整っていますので、オープンに合わせ、国際大会などが開催できるよう積極的に取り組んでまいります。

### 3) 平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピックに向けて、バックヤードとして、各国の強化合宿を誘致すること。

【都市整備部】【教育部】

新体育館は、国際大会の開催が可能な規格・設備が整っていますので、東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、国内外のチームの強化合宿や事前キャンプ地として PR し、誘致を図ってまいります。

### 4) 高崎駅西口との接道整備を早急に進めること。

【都市整備部】

高崎駅西口から新体育館に至る経路の整備は、新体育館へのアクセスの向上だけではなく、新体育館周辺はもとより“まちなか”全体の賑わいと交流の創出に繋がると考えておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

### 5) 高崎駅西口から新体育館に至る経路に、分かりやすく、かつ魅力的な誘導サインを設置すること。

【都市整備部】

高齢者や身体障害者をはじめ全ての人にとって見やすく分かりやすく、賑わいと交流を演出できる誘導案内板の設置を検討したいと考えております。

- 6) 文化芸術センターにおける利用も考慮に入れて、現斎場跡地や旧カッパピア第二駐車場等を活用して、バスプールを整備すること。

**【都市整備部】**

バスプールの整備は、新体育館や文化芸術センターの利便性の向上や施設運営において大きなプラスになると考えております。バスプールについては、城南球場駐車場の整備はもとより、市の施設や未利用地などを有効に活用し対応するとともに、施設周辺の土地利用も考慮し整備したいと考えております。

- 7) ネーミングライツを活用すること。

**【都市整備部】【教育部】**

ネーミングライツ導入のメリットやデメリットを踏まえ研究してまいります。

**2. 高崎文化芸術センター建設事業および東口再開発事業について**

- 1) 高崎駅東口ペDESTリアンデッキを文化芸術センターまで延伸すること。

**【都市整備部】**

市の文化芸術センターや県のコンベンション施設の整備に伴い施設周辺地域には外部から多くの方々がこれまで以上に流入してきます。高崎駅東口線周辺は、これらの施設に出入りする人や自動車により混雑することが予想されますので、周辺道路の再整備など周辺環境に充分配慮する必要があると考えております。

市では群馬県と連携して、平成24年度より施設周辺の交通対策の調査・研究を進めているところであり、この調査・研究結果を踏まえながら、歩行者の安全性と利便性を確保するため、効果的な環境整備を計画してまいります。

- 2) 東口再開発事業のビジネスゾーンに、ビジネス客にも対応できるシティホテルを誘致すること。

**【都市整備部】**

西エリアのビジネスゾーンでは、昨年12月に市を含む関係地権者で市街地再開発準備組合を設立したところでございます。今後、準備組合において協議を進めながら施設規模や機能用途等を決定していきたいと考えております。

- 3) 県が整備を進めている複合一体型コンベンション施設との連携をより強化すること。

**【都市整備部】**

都市集客施設と群馬県の複合一体型コンベンション施設の相乗効果により、高崎市の更なる発展につながることから、群馬県と連携強化を図ってまいります。

#### 4) ネーミングライツを活用すること。

##### 【都市整備部】

ネーミングライツ導入のメリットやデメリットを踏まえ研究していきたいと考えております。

### 3. 高崎・玉村スマートインターチェンジ周辺事業について

#### 1) 整備を予定している物産館について、ビジョンと整備手法を早急に示すこと。

##### 【都市整備部】

計画している施設は、高崎市の新鮮な野菜や果物、農畜産物やその加工品、さらに日本海や太平洋側の海産物や加工品などの販売拠点を整備し、本市における農業振興はもちろんのこと、施設自体の集客による経済効果や市民の利便性の向上及び観光ネットワーク上の拠点としても大きく貢献する施設として、民間ベースを基礎とし、整備するものでございます。

今年度、施設の基本的な要件について調査を進めておりますので、この調査のなかで具体的な規模や運営方法などを検討していきたいと考えております。

#### 2) 企業誘致の手法を、明確に示すこと。

##### 【都市整備部】

高崎玉村スマートインターチェンジ周辺開発における企業誘致については、全国有数の交通拠点都市としての利便性を活かし、県内外の優良企業の立地を整備しています。このことから、全国的な知名度の向上を図る「ビジネス誘致キャンペーン」など戦略的な企業誘致施策を推進してまいります。

#### 3) 情報バックアップ機能の誘致を、積極的に進めること。

##### 【総務部】

東日本大震災以降、情報分野における危機管理手法については、官民間問わずその重要性を再認識しているところであり、本市には、地理的な特性をはじめ情報関連のバックアップに適した様々なポテンシャルがあります。このため、スマートインターチェンジ周辺に限らず、この機能の誘致等について引き続き検討してまいりたいと考えております。

#### 4) 周辺整備・開発事業を、至近距離にある総合卸売市場の活性化に結びつけること。

##### 【都市整備部】【商工観光部】担当課：商工振興課

26年2月22日の高崎玉村スマートインターチェンジの開通により、関越自動車道と北関東自動車道の十字軸に立地する高崎市総合地方卸売市場(しじょう)は、物流環境が飛躍的に向上いたします。このことに伴い、当市場(しじょう)は西毛地区だけでなく県内全域、また県外にわたって食材供給の拠点として重要な役割が果たされるよう、本市としても一層の取り組み

を進めてまいりたいと考えております。

## 1. 教育と人づくり

### 1 子育て環境の充実

- 1) 病児・病後児保育のさらなる拡充を図るために、私立保育所に対しては、施設整備・運営補助金を増額し、病児保育が可能な民間病院への補助制度も増強すること。

#### 【福祉部】

病児・病後児保育につきましては、保護者の就労形態の多様化等により必要性が高まってきておりますが、私立保育所が病児・病後児保育（「体調不良児対応型」）を実施するため施設の改修が必要となった場合は、国の安心子ども基金による補助制度がございます。

併せて、事業を実施する場合につきましても、一定の要件を満たすことにより補助制度を受けることができます。また、病児保育等を行う民間病院につきましても、事業費にかかる補助制度がございます。平成26年度につきましては、病児・病後児保育（「病児対応型」・「病後児対応型」）の定員の大幅増を図るとともに、実施施設も1施設の増加を予定しております。

- 2) 高崎駅に保育送迎ステーション（仮称）の設置を行うこと。

#### 【福祉部】

保育送迎ステーションは既に都市部においては実施されておりますが、ステーションを設置する場所や対象とする児童の年齢、本園からステーションまでの距離等の課題もあることから、今後、需要等を含め研究してまいりたいと考えております。

- 3) 放課後児童クラブを、小学校6年生まで利用可能にすること。

#### 【福祉部】

現在、吉井地域の一部を除き、市内全小学校区に放課後児童クラブがあり、74カ所で保育を行っております。

国のガイドラインでは、概ね10歳までの児童を対象としておりましたが、従来からクラブ側には、出来る限り高学年までの受け入れを要請しております。法改正により、将来的には6年生までが利用児童の対象となりますので、今後、保護者のニーズを把握し、整備を進めてまいります。

なお、大規模クラブの分割につきましては、平成22年度までに対象となるクラブの施設整備を行いました。今後も利用児童数の推移見込みにより、適切な施設整備等を検討してまいります。

4) 放課後児童クラブの指導員の待遇改善を行うために、運営補助金の増額をすること。

【福祉部】

放課後児童クラブの運営は、利用児童の保護者からの保育料と高崎市からの委託料（直営以外）により賄われております。保育料は各クラブで、年度の収支見込みから設定しております。市といたしましても安定した運営が行えるよう、市の独自基準を設け、国の補助金総額を上回る金額を委託料として助成しております。

5) 高崎市独自の児童相談所を設置すること。

【福祉部】

本市におきましては、相談援助体制の更なる充実や強化のために必要な人材の確保に努めるとともに、専門機関である児童相談所との緊密な連携のもとに今後も児童虐待をはじめとする問題に適切に対応していきたいと考えております。市独自の児童相談所の設置につきましては、今後の課題として研究して参りたいと考えております。

6) 子ども発達支援センターの職員（特に専門職員）のさらなる増員を図ること。

【福祉部】

相談件数が増加しているため、臨床心理士等の専門職を増員するなど、相談希望時に早期に適切な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

7) 中学生以下の児童・生徒に対して、インフルエンザワクチン接種の助成制度を創設すること。

【保健医療部】

中学生以下の児童・生徒へのインフルエンザの予防接種につきましては、法令に規定されない任意予防接種であるため、自費負担での接種となっております。

しかし、インフルエンザは肺炎や気管支炎などの合併症を併発し、重症化することもあり、罹患前の予防が重要で予防接種の効果が大きいとされています。予防接種の助成につきましては、近隣市町村の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

## 2 学校教育の充実

1) 学校図書館指導員の嘱託化を推進すること。

【教育部】

本市では、昭和42年度から学校図書館運営補助金を予算化し、学校図書館事務取扱者を雇用し、全校に配置してまいりました。平成23年度から市臨時職員として市で採用した学校図書館指導員を全校に配置しております。

- 2) 給食費の滞納者に対して、承諾を受けて児童手当から天引きするだけでなく、悪質なケースには、保護者の児童手当・給与・財産の差し押さえ等も含めて、毅然とした態度で対処すること。

**【教育部】**

給食費の滞納者に対しては、通知を送付したうえで児童手当からの申出徴収を行っています。悪質なケースについては法的措置を前提に弁護士と相談のうえ、滞納対策に取り組んでいきたいと考えています。

- 3) 教育委員会は学校教育に特化し、それ以外の部署は教育委員会から市長部局へ移管すること。

**【総務部】**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が管理、執行する事務として、学校教育に関する事務をはじめ、社会教育、青少年教育、スポーツ、文化財の保護などに関する事務が規定されていることから、所管の変更については、法律の趣旨や行政委員会との関係性などを踏まえ、現行の組織を基本としつつ、関係部署と慎重に協議しながら研究に努めたいと考えております。

- 4) 小中学校に、可能な限り副校長を配置すること。

**【教育部】**

副校長の配置校は県が決定しています。今年度は東部小学校、佐野中学校に副校長が配置されており、今後も継続、拡充されるよう県に要望してまいります。

### 3 生涯学習・スポーツ環境の充実

- 1) 一小学校区に一地区公民館体制を確立するため、未整備地域への地区公民館の整備を進め、適正配置を図ること。

**【教育部】**

未整備地域への公民館整備については、各地域の特色、人口、維持コスト、現有施設の有効活用や施設替えなども考慮し、地域の意見を十分に取り入れながら進めていく必要があると考えております。

- 2) 地区公民館の耐震化を図ること。

**【教育部】**

昭和56年以前の旧耐震基準で建設された公民館について、平成20年度から耐震診断を実施しております。今後も計画的な耐震診断を進め、安全で利用しやすい公民館の整備を進めてまいります。

3) 城南球場について、全国レベルの大会が開催できるよう、早急に改修整備すること。

**【教育部】**

現在、プロ野球イースタンリーグの試合などを実施しております。25年度には国際規格のカウント表示（BSO）への改修を行い、グラウンド内のラバーフェンスの張替えも行いました。今後は、場内ダッグアウト整備や放送設備の改修、駐車場の整備等を順次進めていきたいと考えております。

4) 金古運動広場の軟式野球場を、硬式野球に対応できるよう、改修すること。

**【教育部】**

25年度に硬式野球対応の高崎市南部野球場（仮称）を整備いたしました。硬式対応につきましては、利用状況や地元の意見を取り入れ検討して行きたいと考えております。

#### 4 市役所の組織・機構の充実

1) 職員の資質向上のために、内外の視察研修の予算を、十分に確保すること。

**【総務部】**

今後の先進地視察の重要性を認識するとともに、その業務の緊急性、特殊性などを考慮し、引き続き対応してまいりたいと考えております。

2) 市税や利用料等の滞納対策のために、悪質なケースには、法的措置も含め本市の毅然とした姿勢を示すこと。

**【財務部】**

市税や利用料等の滞納者には、それぞれの制度を踏まえた納付指導を行い、法的措置が可能な場合は、法的措置を講ずるなど滞納対策に努めているところでございます。

市税につきましては、多くの納税者が厳しい生活状況の中でも納期限内に納付していただいていることから、公平性の面からも納期限内納付と滞納額の一括納付を指導しています。

収入が少なく生活が大変であるという場合には、納税相談により生活状況や財産状況を把握し、生活実態に応じた計画的な納税指導も実施しています。

しかし、納税指導や納税相談指導に応じないなど、支払い能力があるにもかかわらず納税の意思がない滞納者には、地方税法等に基づき財産調査を実施し、滞納処分を行うという毅然とした態度で取り組んでいきます。

3) 女性部長をさらに増やすこと。

**【総務部】**

女性職員の管理職登用については、職域の拡大や能力開発、能力・実績に基づく適材適所の人事配置を進めていく中で、本人の昇任希望なども考慮しながら、今後とも積極的に取り組ん

でいきたいと考えております。

#### 4) 女性課長をさらに増やすこと。

##### 【総務部】

女性職員の管理職登用については、職域の拡大や能力開発、能力・実績に基づく適材適所の人事配置を進めていく中で、本人の昇任希望なども考慮しながら、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

#### 5) 男女共同参画推進条例に基づいて、本市が設置する審議会等、政策決定現場への参画において、男女の比率が均等になるようにすること。

##### 【市民部】

高崎市第2次男女共同参画計画（平成20年度～平成24年度）においては、「審議会等の附属機関における女性委員の比率を30%とする」ことを目標として、政策決定の場への女性の参画を推進してまいりました。

平成24年度末時点においては、この目標の達成に至っておりませんが、より一層、審議会等における女性の参画を推進することにより、市の政策や方針決定過程において、男女の意見が適切に反映されるよう働きかけてまいります。

#### 6) 男女共同参画を全庁的に推進するために、所管部署を総務部企画調整課に置くこと。

##### 【総務部】

現在、市民部において「高崎市男女共同参画条例」を所管するとともに、全庁的な推進を図るための取り組みを実施しているところであり、所管の変更については、関係部署と慎重に協議しながら研究に努めたいと考えております。

#### 7) 男女共同参画センターをより一層機能させること。

##### 【市民部】

男女共同参画センターでは、開設以来、基礎的な理解をえるための啓発事業ばかりでなく、男女共同参画の推進に必要と考えられるテーマごとのセミナー等を実施するとともに、開催時のアンケートなどにより、市民意見の反映に努めてまいりました。

今後は、市民サポーターの育成等により市民と連携した運営を図るなど、センターの機能の充実を図りたいと考えております。

#### 8) 配偶者等からの暴力相談支援センターを設置すること。

##### 【市民部】

高崎市第3次男女共同参画計画（平成25年度～平成29年度）においては、「配偶者等か

らの暴力などによる人権侵害の防止と被害者支援」を重点項目として定め、被害者等からの相談・支援の充実に取り組んでおります。

暴力の防止及び被害者等からの相談受入れから自立促進のための支援に至るまで、一貫した取り組みを展開するためには、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が欠かせないものと考えております。

相談支援体制の充実とともに、関係機関等や庁内関係課との調整や連携を図りながら、配偶者暴力相談支援センター機能の発足を目指したいと考えております。

## 9) 市民活動センター（ソシアス）をより一層有機的に機能させるために、組織をさらに強化すること。

### 【総務部】

市民活動センターは、市民の主体的な活動を中心とした複数の機能を有する組織であることから、それぞれの機能がより有機的に機能するよう、効果的かつ効率的な組織のあり方について研究に努めていきます。

## 2. 産業の振興

### 1) 農業政策として、地産地消、地産多消を積極的に推進すること。

#### 【農政部】

本市では、市内産農畜産物の地産多消を推進するため、首都圏を中心に即売会や日本最大級のWEBサイト「ぐるなび」と連携した様々な広報宣伝活動を行っております。

また、地産多消の一環として、地産地消についても市内での即売会や宣伝活動を実施するとともに、まちなか農産物直売所「フレッシュベジたか」を地産地消のアンテナショップと位置づけ、推進を図っております。

### 2) 若手の農業起業家への支援を充実させること。

#### 【農政部】

山積する日本農業の諸課題解決のため、農業ビジネスへの期待と関心が高まっています。農業をビジネスとして捉え、農家経営から企業的経営へ発展させ、六次産業化を目指す農業者や経営体は、その取組手法や方向性などが様々であることから、それぞれのニーズの把握に努め、関係機関や団体等との連携によるサポート体制の強化に努めてまいります。

### 3) 高崎ブランドの農畜産物を、積極的に売り出すこと。

#### 【農政部】

地産多消事業の推進により、「高崎ブランド」の確立を目指した各種宣伝活動、イベントを実施しており、この活動に参加協力いただく、JAをはじめとする多くの生産者・事業者（生

産・加工組織等)と連携した農畜産物の流通・販売に取り組んでおります。

また、新規に「農畜産物販売拡大奨励金」を創設し、市内産農畜産物の消費拡大に取り組んでまいります。

#### 4) 林業振興のために、バイオマス産業の積極的な推進を図ること。

##### 【農政部】

林業就業者の減少や材価の低迷等により、間伐等の森林整備が不足した森林が見られるようになっており、市も支援し森林の適切な管理に努めてまいります。木質バイオマス等の再生可能エネルギーは環境面では優れていますが、間伐材の収集・運搬には多大な経費を要するため、活用推進を図るために、関係機関と協議しながら研究してまいります。

#### 5) 高崎B級グルメグランプリを開催すること。

##### 【商工観光部】

近年、地元の食材や味付けを活かした、地域独自の料理として根付いてきたものが、B級グルメとして見直され、町おこしに活用しようという動きが増えております。

本市では、「食博覧会・大阪」や「ふるさと祭り東京2014」などに出展参加する中で、高崎の多彩な食材をふんだんに使用した名物料理を開発・販売しましたが、「高崎の食」はB級グルメではなく全国に誇れる料理であると自負しております。

さらに、市民が主体となって「キングオブパスタ」や「高崎バル」をはじめ、「榛名コケッコー」、「門前そば」、「おきりこみ」など、「食」を活用した取り組みが各地域で行われています。

今後も、本市が観光振興を推進するうえで、「食」は重要な要素であることから、このような「食」を活用した取り組みを支援していくことで、本市の食文化の向上や高崎のブランド力の強化を図ってまいります。

#### 6) 市内零細企業が、さらに恩恵を享受できるような制度融資を構築すること。

##### 【商工観光部】

引き続き、その時々を経済情勢に対応した融資制度の実施に努めるとともに、融資に伴う負担を軽減するため、小口資金における保証料の全額補助と創業支援資金における保証料の全額補助、また5年間の利子補給を行い、市内零細企業を支援してまいります。

### 3. 文化と歴史を活かした創造的な高崎

- 1) 集客都市をめざす中で、各種ホール(例えば、音楽センター、文化会館、シティギャラリー等)において、ランチョンセミナーやモーニングセミナー等が開催できるよう、飲食に関して柔軟な対応を図ること。

#### 【総務部】

各種文化ホールのうち、大ホールについては、公演中の客席での飲食は、お弁当やお菓子を広げる音やにおい等により、公演を楽しみに来ている他のお客様に迷惑がかかることが予想されるため、ご遠慮いただいている状況でございます。

大ホール以外の会議室、集会室等では飲食を伴うランチョンセミナーやモーニングセミナー等の開催も可能となっております。

#### 2) 展望花の丘周辺に、歩道を早急に整備すること。

##### 【建設部】

多くの観光客が訪れる鼻高展望花の丘周辺の歩道整備については、関係者の協力を得られる区間から順次整備を進めていきます。

#### 3) 上野国分寺跡地、北谷遺跡、保渡田古墳群等、東国文化史跡群の整備を行うこと。

##### 【教育部】

上野国分寺跡は、整備事業の推進について群馬県に要望し、北谷遺跡は、今後の整備事業について関係機関と協議を進めてまいります。

### 4. やさしい眼差しに満ちた市政

#### 1) 支所エリアぐるりんは、即廃止し、代替交通機関を整備すること。

##### 【市民部】

各支所地域に、公共交通について検討する支所地域交通体系検討小委員会を設置し、地域住民の声を聴いて協議を行い、改正案がまとまったところです。今後は、地域住民の協力をいただきながら改正路線を運行し、利用者の増加につなげていきたいと考えています。

#### 2) 高齢者・障がい者の交通手段確保のために、市内全域での福祉タクシー制度を整備すること。

##### 【福祉部】

現在、障害者の交通手段の確保策については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（移動支援、訪問介護等）をはじめ、福祉有償運送サービスや福祉タクシー制度等により、利便性の向上に努めているところでございます。今後も、より一層の充実を図るため、検討を継続してまいります。

また、高齢者の交通手段の確保については福祉有償運送サービスや過疎地有償運送サービス、介護保険サービスの利用などにより、さらには、平成24年度から行っている支所地域の交通体系検討委員会の協議内容を勘案し、福祉タクシー制度も含め研究してまいります。

- 3) 障がい者福祉医療費について、身体障害者手帳4級以上、すべての療育手帳所持者、障害年金2級以上の方が対象となるよう、制度整備をすること。

**【市民部】**

高崎市福祉医療助成制度においては、重度心身障害者及び高齢重度身体障害者を対象として保険対象医療費の一部自己負担額を助成しており、「群馬県福祉医療費補助要綱」及び「群馬県福祉医療費補助金制度事務取扱要領」に準じ、障害区分による対象者を設定しております。

この助成制度は、重度心身障害者（児）等については疾病にかかりやすいという点や、人工透析など継続的にかかる医療費の負担軽減を目的としているものです。この制度の趣旨から、県要綱に準じた基準の重度障害をお持ちの方に対して助成制度の運用を行う方針であり、財政上からも対象範囲を拡大することは困難であると判断しております。

- 4) 乳がん検診のマンモグラフィ検査を毎年受けることができるよう、制度整備を行うこと。

**【保健医療部】**

乳がん検診のマンモグラフィ検査については、国の指針から対象者を40歳以上の偶数年齢の女性としております。乳がん検診の対象者の拡大につきましては、国・県の動向を踏まえ関係機関等の意見を伺いながら、今後検討してまいりたいと考えています。

- 5) 福祉の拠点である総合福祉センターの駐車場について、早急に東側の駐車場を舗装し、バリアフリー化すること。

**【福祉部】**

総合福祉センターの東側の駐車場につきましては、平成24年度中に、安全性確保のための応急的な措置を施すとともに、西側の駐車場と一体的に利用できるよう整備したところでございます。砕石敷部分の駐車場の段差は、概ね解消されていると認識しておりますが、今後も、利用者の声をお聞きしながら、バリアフリー化など、必要な整備を行ってまいります。

- 6) 高崎市が許認可権を持つ、高齢者福祉施設（特養ホーム、グループホーム）の指導監査のあり方について、サービスの中身をしっかりチェックする体制を構築すること。

**【福祉部】**

特別養護老人ホームやグループホーム等の高齢者福祉施設については、群馬県からの権限移譲に伴い、移譲された当該年度より積極的に指導監査を実施し、個々のサービス内容等について、適正かつ的確にチェックするとともに、サービスの質の向上を図るよう指導してきております。

特に、権限移譲時より指導監査が適切かつ的確に機能するよう、移譲前より群馬県の指導監査への同行立会い及び群馬県指導監査部署への派遣による実践研修を行い、指導監査体制の基盤づくりを推進してまいりました。

また、重大な事故や虐待、苦情等が発生した際には、適宜指導監査を実施し、サービスの質の確保を図っております。

- 7) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、サービスの質の向上を図らせるために、徹底した指導・監督・助言を行うこと。

**【福祉部】**

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、登録や届出手続きの段階から適正な運営に向けた指導を行っています。また、サービスを開始してからは、定期的に立入検査を行うとともに、苦情や事故などについては随時指導を行っています。

## 5. 合併した地域の個性を活かした魅力づくり

- 1) 中山間地において、年々拡大する有害鳥獣被害の防止対策のために、100%駆除を委託している猟友会に対して、さらに積極的な支援を行うこと。

**【農政部】**

有害鳥獣の捕獲業務は、その特殊性から猟友会員を中心として平成25年度に「高崎市鳥獣被害対策実施隊」を組織し、これまで以上に効率的な捕獲及び防除の実施を図っています。

捕獲活動については、地域により出没獣種やワナ・オリ・銃等捕獲方法も違うため、現場の実績に合わせた内容で委託しており、捕獲獣1頭あたりの捕獲処分費も25年度から大幅に増額していますが、猟友会に対する財政支援も併せて充実に努めてまいります。

- 2) 「くらぶち小栗の里」を、倉淵地域の核となる拠点施設として、積極的に整備すること。

**【倉淵支所】**

「くらぶち小栗の里」は、平成25年度に施設整備が終了し、平成26年度よりオープンいたします。

この施設は、倉淵地域の活性化及び地域振興を図るための拠点施設として、地域のコミュニティ機能と道の駅機能を持っています。オープン後は、ソフト事業を充実し、地域内外問わず一人でも多くの方にご来場いただけるよう、指定管理者と連携を図りながら取り組んでいきます。

- 3) はまゆう山荘に露天風呂を設置すること。

**【倉淵支所】**

露天風呂の設置につきましては、はまゆう山荘とわらび平森林公園キャンプ場の周辺整備も含め、老朽化している施設の一体的な整備を計画的に推進するため、指定管理者と連携を図りながら検討してまいります。

- 4) 地域力向上をめざして、支所長が、部局を問わず、支所管内の行政を指導・監督・助言できる組織体制を、よりいっそう明確に整備すること。

**【総務部】**

支所長は、支所を統括する部長職として、管内の行政を指導・監督・助言する役割を担っていることから、支所長がイニシアチブを発揮し、地域ごとに特色のある地域づくりを推進していくための組織のあり方について研究に努めたいと考えております。

- 5) 新市建設（基本）計画における地域別整備方針の重点事業について、確実に遂行すること。

**【総務部】**

新市建設（基本）計画における地域別整備方針の重点事業の大半は着手、整備されました。今後も、住民福祉の向上を図るとともに、地域別の整備方針の下に各種公共施設整備事業等を推進していきたいと考えております。

**6. 安心・安全な地域社会づくり**

**1. 環境政策**

- 1) エネルギー政策として、小中学校の屋上をはじめ、公共施設の屋上等に、屋根貸しの手法等を用いて、ソーラーパネルを設置すること。

**【環境部】【総務部】**

本市では、省エネルギーや環境配慮型の施設建設が求められていることを踏まえ、新設あるいは改築を行う公共施設において、発電電力の自己消費を基本として太陽光発電設備を導入することとして取り組んでいるところです。屋根貸し事業を含め、教育施設をはじめとした既存の公共施設への太陽光発電設備の導入についても、現有施設の状況調査を実施するなど、研究、検討していきたいと考えております。

- 2) 犬のフン害防止、ごみのポイ捨て禁止、ごみの不法投棄防止対策の強化について、意識の徹底を図るために、罰則規定を盛り込んだ条例を早急に制定すること。

**【保健医療部】【環境部】**

廃棄物処理法において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められ、群馬県の「群馬県の生活環境を保全する条例」でも、みだりに空き缶等を捨てることを禁止しており、罰則もございます。ごみのポイ捨ては、マナーの問題が第一であることから、今後も市民団体や民間企業の協力のもと、清掃活動や啓発活動により、環境美化の意識の向上に努めていきたいと考えております。

犬のフン害についてはごく一部の心無い飼い主が放置するため、苦情が寄せられているところであり、このことについても継続して、啓発資料の配布や動物愛護フェスティバルにおける呼びかけ、家庭犬のしつけ方講座等を通じて飼い主や広く市民の方々に啓発活動を行い、マナ

一向上に努めていきたいと考えております。

- 3) 地球温暖化対策を強化するために、実効性の高い地球温暖化防止条例を、中核市として、本市独自で制定すること。

**【環境部】**

地球温暖化対策は非常に重要な課題であり、市民と協働で温暖化防止のための対策を進めていく必要があると認識しております。

本市では、「高崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出量削減のための各種施策に取り組んでおりますが、群馬県においても地球温暖化対策の取組みをさらに加速させ、県内の温室効果ガスの排出削減の実行を確保するために「群馬県地球温暖化防止条例」を平成21年10月23日に制定し、平成22年4月1日から施行しています。

このため、本市においても県条例の主旨に基づき、市民、事業者と協働し、さらなる地球温暖化防止のための対策を進めていきたいと考えております。

- 4) 既存・新設を問わず、公共施設の壁面緑化・屋上緑化、太陽光・風力など自然エネルギーの活用を積極的に進め、市民への設置補助金の拡充も図ること。

**【環境部】**

公共事業における環境への配慮を定めた高崎市環境調査指針により、公共施設の新設または改築・改修の際に、自然エネルギーの活用や壁面緑化・屋上緑化を推進してまいります。

また、家庭用太陽光発電への助成については、地球温暖化防止、節電、エネルギーの地産地消の促進に非常に効果があることから引き続き行うとともに、事業者用太陽光発電への助成についても、市内施工業者への経済波及など本市の産業振興を図るため引き続き支援を行ってきたいと考えております。

**【都市整備部】**

公共施設の屋上緑化・壁面緑化は、地球温暖化や市街地におけるヒートアイランドの対策として有効であり、都市緑化の観点からも重要な課題であると考えております。また、都市計画区域内の用途地域における建築物を対象とした補助を、平成22年度より実施しており、より一層の推進を図ってまいります。

## 2. 防災・防犯対策

- 1) 市民の防災意識を喚起するために、小学校区単位で、地域防災計画を活用し、説明会・学習会・避難訓練を定期的を開催すること。

**【総務部】**

市民の防災意識をさらに向上させるため、今後とも出前講座や地域での事業実施の際に洪水ハザードマップ等の活用を図るとともに、小学校単位に設置する地区公民館とも連携協力を図

りながら、各地域への啓発活動を行っていきたいと考えております。

- 2) **すべての行政区に自主防災組織を設置し、防災訓練の実施など、具体的な活動について積極的に支援すること。**

**【総務部】**

自主防災組織については、町内会単位で設置を推進しているところでございます。設立時の装備品や防災訓練の経費に対して補助を行なうほか、今後は住民避難訓練や避難行動要支援者支援の充実強化を図るため、消防局等とも連携し、支援を行っていきたいと考えております。

- 3) **消防団員確保のために、市長自ら企業等に協力を要請すること。**

**【消防局】**

本市においては、消防団協力事業所表示制度実施要綱を定め、消防団に積極的に協力している事業所等に対する表示証の交付について整備を進めております。また、広報媒体を活用した消防団のPRなど、団員確保への取り組みや消防団の充実強化を促進していきます。さらに、市長自ら消防関係の行事等に参加し、消防団の重要性を周知しているところでございます。

- 4) **高崎市等広域消防局の群馬分署について、早急に新築移転事業を進めること。**

**【消防局】**

群馬分署は、建築後41年が経過し、庁舎の老朽化や、周辺地域の都市化に伴う庁舎前道路における交通量の増加等の課題があると認識しております。

そのため、近隣にある消防署所との連携など消防業務面を中心に、財政的な側面も含め、現在様々な角度から検討しており、関係部局と調整の上、新築移転等の早期事業化に取り組んでいきたいと考えております。

- 5) **地域の実情に合わせて、交番および駐在所の配置を再編成し、警察官を常駐させるよう、県に強く要望すること。**

**【総務部】**

群馬県では、これまでの本市からの要望も踏まえ、第3次警察署再編整備計画に基づき、今後の設置が予定されている（仮称）高崎北警察署の開署に合わせ、交番及び駐在所の機能強化を図り、より細やかな地域警察活動を目指しているところであります。

今後とも、安心安全な街づくりを推進していくため、警察及び関係機関・団体との連携強化を図っていきたいと考えております。

- 6) **防犯・防災対策として、防災ラジオを、必要とする高齢者世帯に配布すること。**

**【総務部】**

災害が発生した際又は発生するおそれのある際の、市民への情報伝達は本市の防災行政の重要な役割の一つであり、市では、安心ほっとメール、ラジオ高崎、一部地域における防災行政無線、ツイッター、フェイスブック、災害情報ほっとテレホン、各報道機関への情報提供、町内会役員への伝達、広報車による巡回広報等の様々な手段を活用し、市民への情報伝達に努めているところでございます。

防災ラジオの整備については、整備に要する多額の経費の面や実施した際の効果等について、なお十分な検討が必要と考えております。

7) 近年、多発するゲリラ的集中豪雨にも耐え得るよう、井野川、染谷川の洪水対策を強化すること。

**【建設部】**

県管理河川の洪水抑制については県に対し申し入れを行っておりますが、市としても流出抑制対策について検討してまいります。

8) 農業用水路の洪水対策として、水門管理の適正化を図り、排水処理能力を高めること。

**【農政部】**

かんがい期の農業用水の洪水対策として、主要な水門については管理委託を行い、大雨警報発令時に水門の開放を行っております。農業用水の取水や、取水のための用水路の堰止めについては、洪水対策と密接な関連があることから、土地改良区や水利組合等へ適切な管理及び迅速な対応をしていただくようお願いしてはいますが、引き続き、地域と連携して対応してまいります。

### 3. 交通政策

1) 児童・生徒の安全確保のために、グリーンベルトやゾーン 30 の設置を含めた通学路の安全対策を行うこと。

**【教育部】**

通学路のグリーンベルトについては、小学校の要望により、学校より半径500m以内の交通危険箇所に設置しています。歩道がいずれ側にもなく、設置が可能な道路環境等が条件となっています。この条件に基づき、市民部地域交通課・建設部道路維持課等と連携を図り、現地調査を実施し協議の上、関係部署の協力を得て改善に努めており、平成26年度予算においては、新たにグリーンベルト整備工事として、予算項目を独立させ対応することといたしました。

また、平成25年度は、六郷小・中央小の2校の学校周辺で「ゾーン30」が指定されることになりました。今後も、より多くの学校が指定されるよう高崎警察署に要望していきたいと考えています。

2) 歩道の整備について、国道・県道・市道を問わず、段差の解消を図ること。

【建設部】担当課：土木課

だれもが安心・安全に通行できるよう現地の状況を精査し、国および県に整備を要望していくとともに、市道についてもバリアフリー基本構想に基づき、国、県、地元関係者と調整を図りながら対応してまいります

3) 自転車事故防止のため、自転車道の整備を図ること。

【建設部】

自転車道の整備は、道路幅員や交通量など地域の特性を十分考慮する必要があるため、市民の健康増進や余暇の利用等も含め、県サイクリングロードネットワーク計画を踏まえながら、整備手法の調査・研究に取り組んでいきたいと考えております。

4) 道路の除草について、国道・県道・市道を問わず、積極的に実施すること。

【建設部】

河川・水路・側溝の清掃や除草については、地元町内会やボランティア活動等により対応していただいておりますが、地元で対応できない場所で、排水機能や通行に支障をきたしている場合は、土砂や草木の除去整備を随時実施していきたく考えています。

国道・県道については、国、県に要望してまいります。

5) 国道・県道・市道を問わず、基幹道路等、渋滞緩和の右折レーンを設置促進すること。

【建設部】

右折レーン設置については、現地の状況を精査し慢性的な渋滞箇所や交通危険箇所等を中心に、国および県に要望していくとともに、市道についても調査し、交通渋滞の緩和に向け研究を進めていきたいと考えております。

6) 新町駅にエレベーターを設置し、早急にバリアフリー化を図ること。

【都市整備部】

新町駅は連続立体交差化事業の構想があり、事業主体である群馬県が、平成19年度より連続立体交差化事業調査を実施しており、現在、鉄道高架に伴う事業費の算定や費用対効果など、多方面からの検証作業を進めております。また、平成24年度に国土交通省が設置した「連立事業に関する研究会」に参加し「連立事業のコスト削減工法や便益項目の研究」を行なっております。

新町駅のエレベーター設置につきましては、連続立体交差化事業との整合性を図る必要があるため、事業の方向性が示されてから検討したいと考えております。

#### 4. 救急・救命対策

- 1) 市内コンビニに、AEDを設置するための補助制度を創設すること。
- 2) 各町内会の集会場に、AEDを設置するための補助制度を創設すること。

##### 【総務部】【保健医療部】

AED(自動体外式除細動器)の普及は、心肺蘇生法とともに、突然の心臓死を防ぐ有効な手段として認識しており、市民が集う公共施設についてのAEDの設置基準等を定めるとともに配備を積極的に進めてまいりました。

今後は、民間施設も含めた市内の設置状況を把握したうえでAED設置の補助制度の必要性について検討してまいりたいと考えております。

#### 5. 東日本大震災への対応

- 1) 基準値以上の放射性物質を含む浄水発生土および下水道汚泥焼却灰の最終処分場の設置を、地方自治体に押し付けず、国の責任で行うよう、積極的に働きかけること。

##### 【水道局】【下水道局】

水道局及び下水道局では、放射性物質汚染対処特措法で指定廃棄物とされる8,000ベクレル/kg超の浄水発生土を若田浄水場に、下水汚泥焼却灰を阿久津水処理センター内に仮保管しており、「指定廃棄物関係ガイドライン」に基づき、厳重に管理しております。同法第17条では、国がその処理を行うこととなっており、国の責任において、早急に最終処分場を設置するよう働きかけてまいります。

- 2) 被災地の復興支援について、人的支援を含め継続的に実施すること。

##### 【総務部】

被災地の復興支援については、自治体からの人的支援等の要請に基づき、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えております。

#### 6. その他

- 1) 八幡霊園の拡充をすること。それにともない、共同墓地の設置も行うこと。

##### 【都市整備部】

市民からの墓地需要は今後も増加し、墓所の不足も相当数見込まれることから平成25年度から拡張事業に着手しております。

共同墓地等の整備についても、市民需要があるか状況を把握しながら、事業と並行して検討していきたいと考えております。

- 2) 下水道計画区域外において、合併浄化槽の整備を促進するために、さらに補助事業を拡充すること。

## 【環境部】

生活雑排水の未処理放流は水環境に多大な影響を与えており、きれいな水を取り戻すために浄化槽法が改正され、平成13年度から新設の場合には合併浄化槽の設置が義務づけられており、既存の単独槽の転換も推進しているところでございます。

設置補助については国・県と連携を図り、効果的な助成を今後も実施していきたいと考えております。

### 3) 近年、深刻な社会問題となっている空き家対策を推進すること。

## 【建設部】

空き家問題については、関係課と連携を図りながら、関係現行法令等を最大限に活用し、利活用支援も含め対応を行っているところでございます。今後とも、財産権と周辺的生活環境に十分に配慮しながら、適切な対応を図っていききたいと考えております。

平成26年度については、空き家緊急総合対策として、老朽化した危険な空き家の解体費助成や、利用可能な空き家を改修し、高齢者や子育て世代など地域住民が気軽に利用できるサロンとして活用する場合の改修費や家賃への助成など、総合的な支援策を実施します。

## 7. 大勢の人が歩き、賑わう街

### 1) 観光振興の観点から、各種のイベントを開催する際、市内の拠点（高崎駅や市役所等）から会場までのシャトルバスの運行を、さらに充実すること。

## 【商工観光部】

本市では、一年を通じて各地域で様々なイベントが開催され、大きな魅力となっております。

こうした集客型イベントは、経済波及効果や来訪者に対するイメージアップ効果など、観光振興を推進するうえで重要な取り組みです。

現在、春の行楽シーズンや冬の風物詩である少林山だるま市に、「ぐるりん」を増発して利用者の利便性の向上に努めております。

シャトルバス運行については、今後ともその必要性や有効性を踏まえ検討いたします。

### 2) 中心市街地をより具体的に活性化するために、高経大キャンパスの一部を移転し、大胆な活性化策を実施すること。

## 【総務部】

中心市街地への誘致については、公立大学法人高崎経済大学としての教育環境の整備に係る方針等を確認しつつ、本市施策との整合が図れるよう関係部署と慎重に協議しながら研究に努めてまいりたいと考えております。

- 3) 高崎市のイメージキャラクター（ゆるキャラ）を新たに製作し、積極的なアピールを図ること。

**【商工観光部】**

近年、全国の自治体で「ゆるキャラ」を活用した誘客や地域おこしが地域活性化の観点からも注目されていることは認識しております。

本市においては、「ゆるキャラ」によるPRではなく、首都圏で開催される「食」のイベントへの出展参加や市民500人を観光大使に任命して本市の魅力を情報発信してもらう「市民みんなが観光大使」など、本市独自の取り組みを行うことで、高崎ならではの魅力を、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

- 4) 西毛広域幹線道路の全線開通に向けて、群馬中央第二土地区画整理事業地域以西の用地買収を、早急に進めること。

**【都市整備部】**

群馬県は、平成21年度に本路線の榛名、箕郷地域の4.7kmについて事業化を決定し、事業計画変更の説明会の実施、同区間の調査・測量を開始し、市民参加による道づくり会議を実施して、平成23年度より用地調査、境界の確認作業、用地買収を行っております。

今後については、市としても積極的に事業推進に協力をしていくとともに、西毛広域幹線道路建設促進連絡協議会を通じて、事業進捗について要望活動を行っていききたいと考えております。

- 5) 観音山公園（カッパピア跡地）の管理棟に、多目的室を整備すること。

**【都市整備部】**

観音山公園のカッパピア跡地は、現況の地形や起伏、樹木をそのままに、自然と触れ合える公園として、子どもからお年寄りまで多くの市民が優れた自然環境を享受し、交流し憩える場として、平成22年より再整備工事を進めております。管理棟に必要な機能や規模等については、管理運営方法や利用形態、市民要望等を踏まえ検討してまいります。